## 議案第10号

町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2020年7月3日提出 町田市教育委員会 教育長 坂本 修一

## (提案理由説明)

本件は、金井町・藤の台団地地区の町区域の新設及び住居表示の実施に伴い、 当該地区の町田市立小・中学校の通学区域の表記を改める必要があるため、改 正するものです。 別紙のとおり、町田市立学校の通学区域に関する規則を一部改正したい。なお、改正の概要は、次のとおりです。

#### 1 改正理由

金井町・藤の台団地地区の町区域の新設及び住居表示の実施に伴い、当該地区の町田市立小学校及び町田市立中学校の通学区域の表記を改めるため、改正するものです。

#### 2 改正内容

町田市立小学校 5 校及び町田市立中学校 3 校の通学区域の表記を改めます。(別表第1及び別表第2関係)

### 3 施行期日

令和2年7月25日から施行します。

# 町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

町田市立学校の通学区域に関する規則(昭和34年7月町田市教育委員会規則第3 号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前
リ表第1(第2条関係)		別	別表第1(第2条関係)	
町田市立小学校通学区域表			町田市立力	小学校通学区域表
学校名	通学区域		学校名	通学区域
略	略		略	略
町田第五 小学校	玉川学園一、二、三、六、七丁 目の全部、玉川学園 <u>四、五丁目</u> <u>の各一部</u>		町田第五 小学校	玉川学園一、二、三 <u>、四</u> 、六、七丁目の全部、玉川学園 <u>五丁</u> 月 の一部
略	略		略	略
藤の台小 学校	薬師台一、二、三丁目 <u>、藤の台</u> 三丁目、金井一、三、五丁目の 全部、 <u>藤の台二丁目</u> 、野津田町、 金井町、金井二丁目の各一部		藤の台小 学校	薬師台一、二、三丁目、金井一三、五丁目の全部、 <u>本町田</u> 、野津田町、金井町、金井二丁目の各一部
本町田東 小学校	藤の台一丁目の全部、本町田、 山崎町の各一部		本町田東 小学校	本町田、山崎町の各一部
略	略		略	略
金井小学校	金井ヶ丘一、二、三、五丁目、 金井七、八丁目の全部、玉川学 園 <u>四、五丁目</u> 、本町田、藤の台 二丁目、金井ヶ丘四丁目、金井 二丁目の各一部		金井小学校	金井七、八丁目の全部、玉川 園五丁目、本町田、 <u>金井町</u> 、会 井二丁目の各一部
大蔵小学 校	金井四、六丁目の全部、 <u>金井ヶ</u> <u>丘四丁目</u> 、大蔵町、能ヶ谷一丁 目の各一部		大蔵小学 校	金井四、六丁目の全部、 <u>金井町</u> 大蔵町、能ヶ谷一丁目の各一部
略	略		略	略

### 別表第2 (第2条関係)

町田市立中学校通学区域表

学校名	通学区域
略	略

### 別表第2 (第2条関係)

町田市立中学校通学区域表

学校名	通学区域
略	略

南大谷中学校	玉川学園一、二、三、六、七、 八丁目、東玉川学園三、四丁目 の全部、玉川学園 <u>四、五丁目</u> 、 南大谷、西成瀬一、二、三丁目、 高ヶ坂四丁目、東玉川学園一丁 目の各一部
略	略
薬師中学校	藤の台一、三丁目、金井一丁目、 薬師台一、二、三丁目の全部、 本町田、山崎町、野津田町、金 井町の各一部
略	略
金井中学校	藤の台二丁目、金井ヶ丘一、二、三、四、五丁目、金井二、三、四、五丁目、金井二、三、四、五、六、七、八丁目の全部、玉川学園四、五丁目、本町田の各一部
略	略

南大谷中学校	玉川学園一、二、三、四、六、七、八丁目、東玉川学園三、四 丁目の全部、玉川学園五丁目、 南大谷、西成瀬一、二、三丁目、 高ヶ坂四丁目、東玉川学園一丁 目の各一部
略	略
薬師中学校	金井一丁目、薬師台一、二、三 丁目の全部、本町田、山崎町、 野津田町、金井町の各一部
略	略
金井中学校	金井二、三、四、五、六、七、 八丁目の全部、玉川学園 <u>五丁</u> <u>目</u> 、本町田 <u>、金井町</u> の各一部
略	略

附 則

この規則は、令和2年7月25日から施行する。